

3.7 景観（存在及び供用）

(1) 調査の結果

主要な眺望点及び眺望景観として大河津資料館等6箇所、景観資源として、佐渡弥彦米山国定公園を選定した。主要な眺望点位置を図3.24に示す。

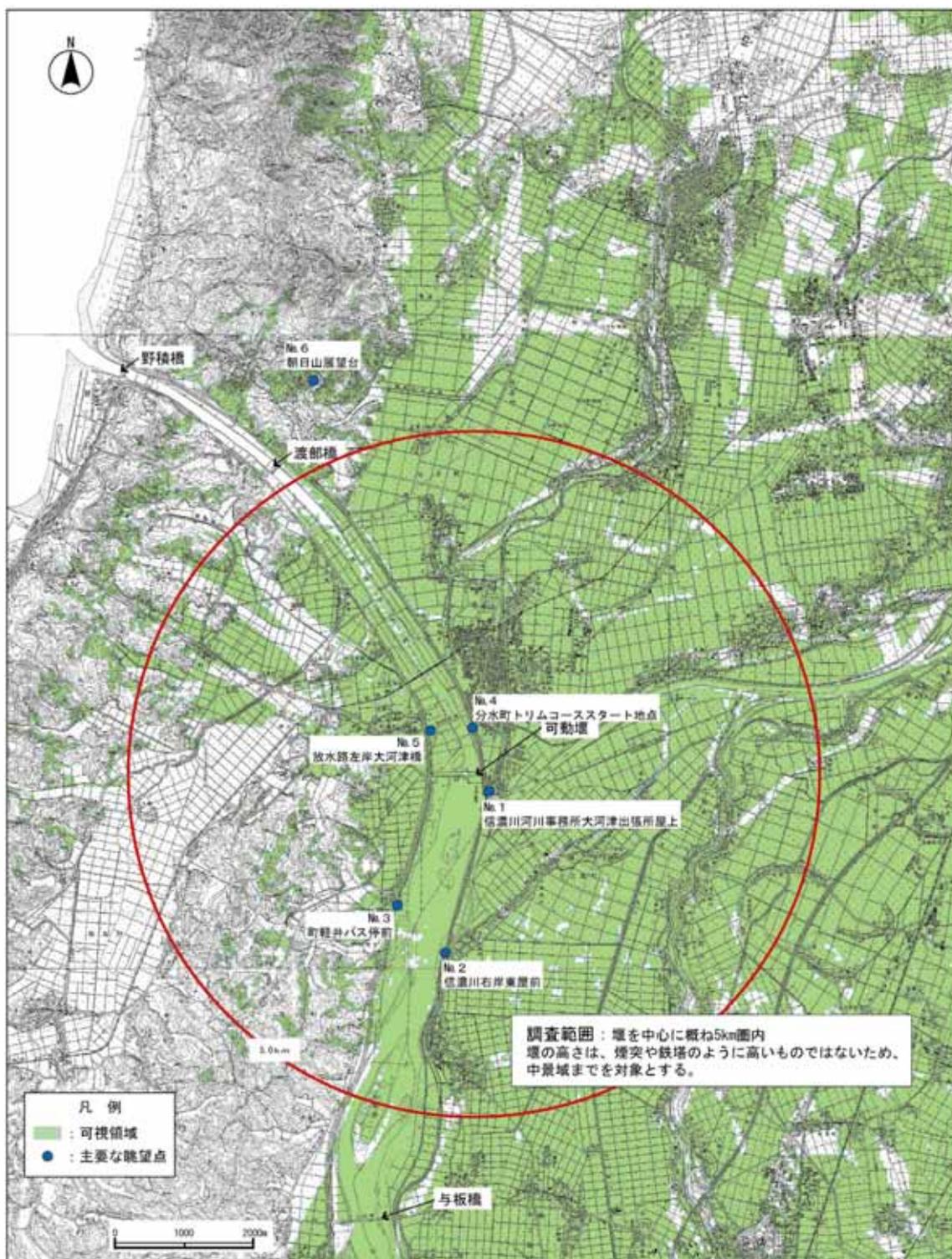


図 3.24 主要な眺望点位置図

表 3.21 調査結果の概要（主要な眺望点及び眺望景観）

	主要な眺望点	主要な眺望点及び眺望景観の状況
1	信濃川河川事務所 大河津出張所屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上は3階部にあり、展望台として一般にも開放されている。 ・景観構成要素は、手前に洗堰と信濃川の水面が広がり、その奥に現可動堰を視認することができる。背景は国上山や弥彦山の山並みとなっている。
2	信濃川右岸東屋前	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川右岸の堤防上(現可動堰から約2.5km下流)であり、堤防沿い一帯には桜が植栽されている。 ・景観構成要素は、堤防上へ続く桜並木、信濃川の水面が中心であり、その奥に現可動堰を視認することができる。背景として国上山や弥彦山の山並みを望むことができる。
3	町軽井バス停前	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川左岸の堤防上(現可動堰から約2.2km上流)であり、町軽井バス停前の地点である。 ・景観構成要素は、堤防及び高水敷の水田が中心であり、その奥に信濃川及び現可動堰を視認できる。
4	分水町トリムコース スタート地点	<ul style="list-style-type: none"> ・分水路右岸の堤防上(現可動堰から約700m下流)であり、分水町が設置するトリムコースのスタート地点である。堤防沿い一帯には桜が植樹されている。 ・景観構成要素は、分水路右岸の堤防と堤防に沿って続く桜並木及び高水敷であり、その奥に現可動堰及び赤いアーチ型の本川橋を視認できる。
5	分水路左岸大河津橋	<ul style="list-style-type: none"> ・大河津橋上の左岸側(現可動堰から約1.0km下流)の地点である。 ・景観構成要素は、堤防及び左岸高水敷が中心であり、その奥に現可動堰が視認できる。
6	朝日山展望台	<ul style="list-style-type: none"> ・国上山山腹にある展望台(現可動堰から北北西方向へ約6.2km)。周辺には、分水町サービスセンター、五合庵、千眼堂吊り橋などの観光施設があり約11万人/年が訪れる。 ・景観構成要素は、国上寺の樹木、山麓に広がる水田、分水町市街地などである。大河津分水路は中央から右手前に流れ、堰周辺域はわずかに視認できる程度である。

(2) 予測の結果

現堰の取り扱い及び新堰の詳細な構造については、現在事業者において検討中である。今回の景観の予測は、検討中の新堰の概観(ラジアルゲート形式、幅260m、44.45m×4門(中央径間部)、43.825m×2門(端径間部)、高6.75m)より、その存在及び供用により影響する主要な眺望景観を予測した。結果、主要な眺望点の改変はなく、主要な景観資源への影響は小さいと考えられる。しかしながら今後引き続き、新堰の周囲への状況に配慮した構造、色彩等の検討及び現堰の取り扱いについての検討が必要である。

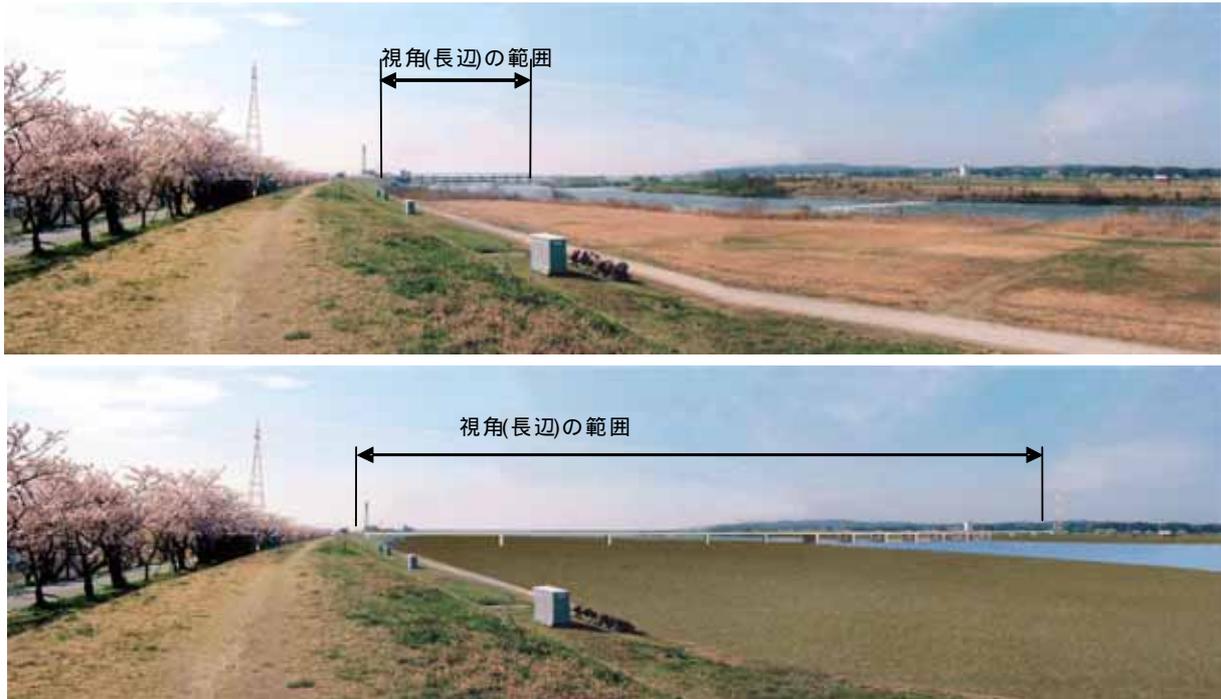


図 3.25 予測結果（フォトモンタージュ）
 視点4（上段：現況、下段：供用後）春季

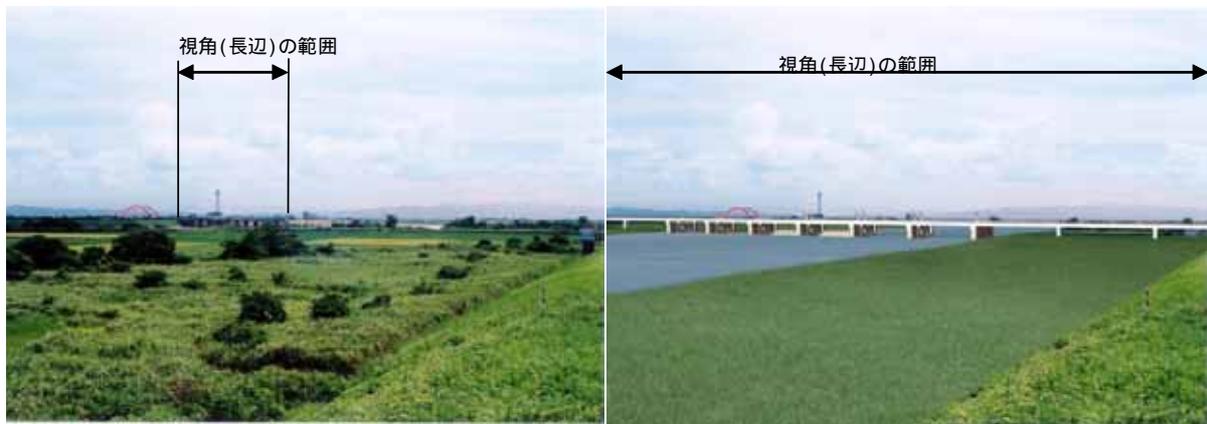


図 3.26 予測結果（フォトモンタージュ）
 視点5（左側：現況、右側：供用後）夏季

(3) 環境保全措置等

環境保全措置等は実施しない。

3.8 人と自然との触れ合い活動の場（工事の実施、存在及び供用）

（1）調査の結果

調査地域を図 3.27 に示す。主要な触れ合い活動の場として、大河津分水公園等 4 箇所を選定した。

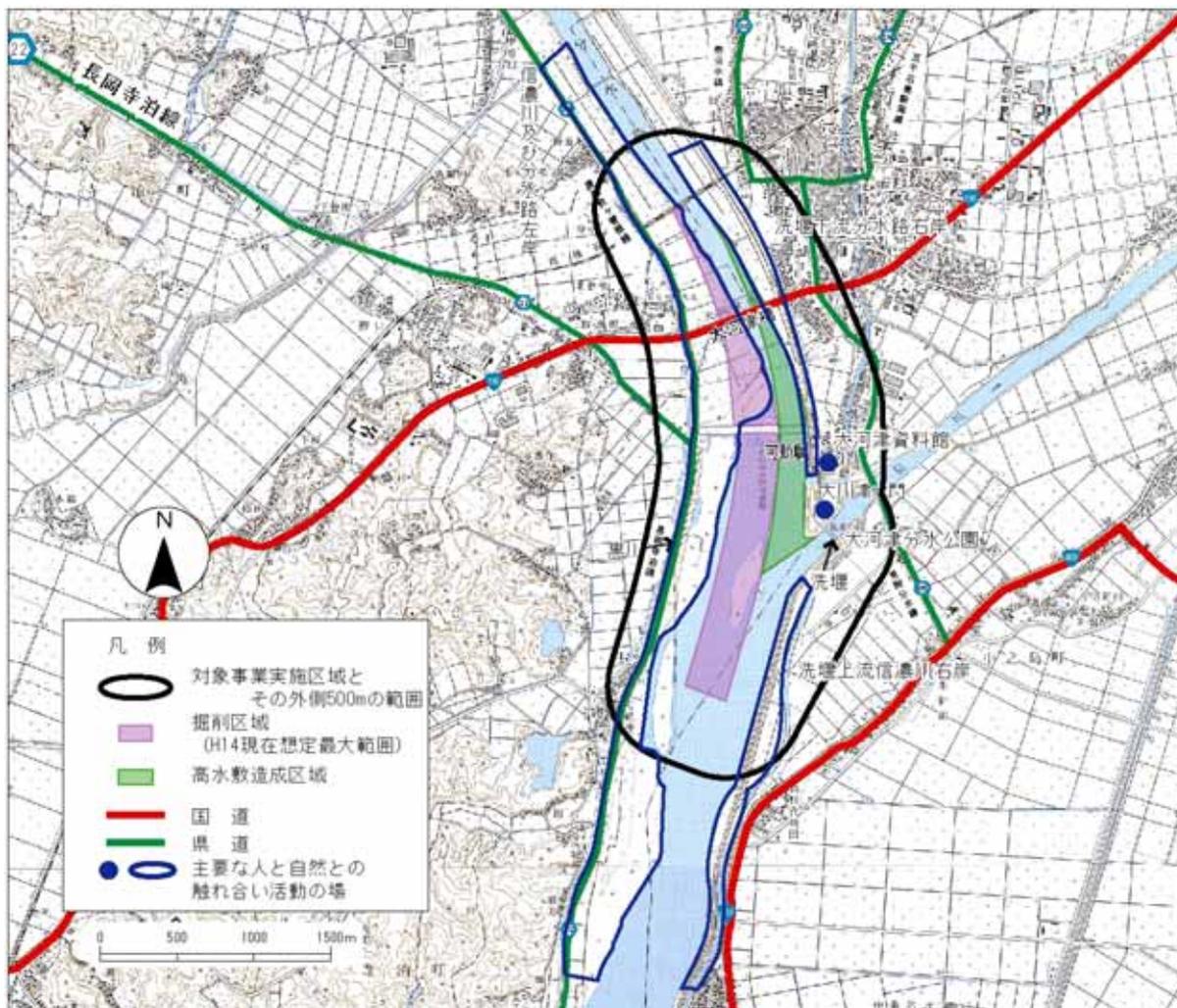


図 3.27 人と自然との触れ合い活動の場の調査地域

表 3.22 調査結果の概要（主要な人と自然との触れ合い活動の場）

主要な人と自然との触れ合い活動の場	概況及び利用状況
大河津分水公園	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川本流の洗堰跡地に設けられた公園であり、遊歩道や、ワンド、せせらぎ水路などが設けられている。来訪者数は 161,500 人/年である。 ・利用形態は散策が大半を占め、そのほかに水泳・水遊び、釣り、ジョギングなどが見られる。
洗堰上流信濃川右岸及び洗堰位置より下流分水路右岸	<ul style="list-style-type: none"> ・洗堰上流信濃川右岸及び洗堰下流分水路右岸には、桜が植栽されており、特に洗堰位置より下流の分水路右岸は桜並木に遊歩道やトリムコースが整備されている。 ・春季：大河津資料館から大河津橋までの遊歩道沿い約 1km の区間で「おいらん道中」が開催され、約 15 万人が訪れるなど、桜の花見の地点として利用されている。 ・夏季：花火大会（「分水まつり」の一環）が催され、堤防上が観覧場所として利用されている。
信濃川及び分水路左岸	<ul style="list-style-type: none"> ・固定堰下流側の高水敷は主に耕作地として利用され、堰上流域には草地やヤナギ林が広がる。 ・利用形態は高水敷及び堤防上の散策等がほとんどである。
大河津資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上は展望台として開放され、周辺の平野部や国上山、弥彦山などの景観を望むことができる。平成 14 年 11 月に銃猟禁止区域に指定されて以降、堰直上流の湛水域にハクチョウ類が飛来し、観察会の場として利用されている。

（２）予測の結果

利用性の変化及び快適性の変化による影響は小さいと考えられるが、工事中及び施設等の存在による改変に伴い、高水敷掘削による花火の打ち上げ箇所の一部消失、散策路の工事期間中の使用不能、掘削による一部消失による影響が考えられる。工事期間中に観察会が行われているハクチョウ類については、右岸高水敷造成に伴い、高水敷利用者による生息域への影響のおそれがあるが、主な生息期である冬季は、高水敷上の人の利用はほとんどみられないものと考えられることから影響は小さいと考えられる。

（３）環境保全措置等

環境保全のための措置として、花火の主催者と協議し打ち上げ場所を確保する。散策路は別途堤防上等に確保する。また、環境に配慮する事項として、ハクチョウ類について工事期間中及び供用後にモニタリングを実施。

3.9 廃棄物等（工事の実施）

（1）予測の結果

建設発生土は約 150 万 m³、コンクリート塊は約 5 千 m³、伐採木は約 50m³ と予測された。

表 3.23 建設副産物の発生状況

工事の内容	副産物の種類		発生量
堰本体及び低水路の掘削工事	建設発生土	本体掘削	約 420,000 m ³
		低水路掘削	約 1,018,000 m ³
		計	約 1,438,000 m ³
	コンクリート塊		約 5,320 m ³
	伐採木*		約 50 m ³

注) * : 伐採木発生量算定は以下のとおりとした。

$$0.11(\text{本}/\text{m}^2)^{*1} \times 22,800(\text{m}^2)^{*2} \times 0.02(\text{m}^3/\text{本})^{*3} = \text{約 } 50 \text{ m}^3$$

* 1 : 密度 0.11 = 11 本 / (10 × 10m)

* 2 : 直接改変区域内の樹林(樹高 4m 以上)の群落面積

* 3 : 新潟地方広葉樹の材積値 0.02 (平均樹高 6m、胸高直径 8cm とした) を当てはめ

「立木幹材積表 - 東日本編」(平成 5 年、林野庁計画課) より

（2）環境保全措置等

環境保全のための措置として、廃棄物の発生の抑制、再利用を図る。

4. 施工環境調査検討委員会 環境保全の見地からの意見

上述のとおり、今後とも事業を進めながら、本調査で予測された環境影響の程度に応じた必要な環境保全のための措置又は環境への配慮を実施していく。また、大河津可動堰施工環境調査検討委員会から次のような環境保全の見地からの意見をいただいたことから、必要な検討を進めていく方針である。

表 4.1 大河津可動堰施工環境調査検討委員会 環境保全の見地からの意見

環境要素の 区分影響要因		委員会意見	
水環境	地下水の水位	存在及び供用	調査に関するデータ数が限定されているので、今後しっかりとしたモニタリングを行い、影響に関する評価を補完・検討すること。
植物	重要な種及び群落	工事の実施、存在及び供用	直接改変の影響を受ける個体3種（タコノアシ、ミコシガヤ、ホザキノフサモ）については、移植の場所について、今後しっかりとした検討をすること。
生態系	典型性	工事の実施、存在及び供用	ヨシ・オギ群落の創出に関しては、現況で消失するものの代替としての機能が確保されるよう検討して実施すること。
	上位性	工事の実施、存在及び供用	ミサゴ、チュウヒの影響予測結果については、不確実性が伴うので、今後しっかりとしたモニタリングを行い、影響に関する評価を補完・検討すること。 ワンドの創出、ヨシ・オギ群落の創出に関しては、現況で消失するものの代替としての機能が確保されるよう検討して実施すること。
景観	存在及び供用		歴史的経緯を踏まえ、保存（存置、移築、記録等）も含めた現堰の取扱いをよく検討すること。 新堰については色彩や詳細な構造等、形状について周辺環境との調和をよく検討すること。

大河津可動堰施工環境調査検討委員会

設立主旨

大河津可動堰は、信濃川と大河津分水路の分派点に位置し、昭和 6 年に完成して以来、洗堰とともに大河津分水の根幹的施設(分流制御施設)として、治水、利水機能等に大きな役割を果たしてきています。しかし、設置後 70 年以上経過し、施設本体の老朽化が顕著となるとともに、敷高等の影響により流下能力不足が生じており、その抜本的対策が急務となっています。こうした状況を踏まえ、平成 15 年度、新規に特定構造物改築事業として着手したところであります。

しかしながら、可動堰改築事業を実施するにあたり、近年の環境に対する社会的注目の高まりや当該工事の規模、地域社会への影響等を勘案すると、環境影響評価法及び新潟県環境影響評価条例の対象事業には該当しないものの、調査内容については上述に準じた調査及び検討を実施することが必要であると考えております。

このため、可動堰改築事業の円滑な実施に向けて、事業特性、事業区域周辺の地域特性を把握し必要な環境調査・検討及び改築に伴う自然環境への影響の評価等について学識経験者、有識者等で構成される「大河津可動堰施工環境調査検討委員会」を設置し、助言を頂くものです。

大河津可動堰施工環境調査検討委員会

規 約

(名称)

第 1 条

本会は「大河津可動堰施工環境調査検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目的)

第 2 条

委員会は、大河津可動堰改築事業の円滑な実施に向けて、事業特性、事業区域周辺の地域特性を把握し必要な環境調査・検討及び改築に伴う自然環境への影響の評価等について、専門的な学識経験等に基づく助言を行うものである。

(委員会)

第 3 条

1. 委員会には委員長を置き、委員会の構成は別紙のとおりとする。
2. 委員長は会務を総括する。
3. 委員長は委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 4 条

1. 委員会の事務局は、国土交通省信濃川河川事務所調査第二課に置く。
2. 事務局は委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑 則)

第 5 条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

「大河津可動堰施工環境調査検討委員会」委員

(: 委員長)

< 学識経験者 >

阿部 學	日本猛禽類研究機構理事長
紙谷 智彦	新潟大学農学部教授
島谷 幸宏	九州大学大学院工学研究院教授
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
早川 典生	長岡技術科学大学名誉教授
本間 義治	新潟大学名誉教授
山屋 茂人	長岡市立科学博物館長

(五十音順)

< 行政関係 >

藤田 光一	国土技術政策総合研究所環境研究部河川環境研究室長
天野 邦彦	独立行政法人土木研究所 水循環研究グループ河川生態チーム上席研究員
岩立 忠夫	北陸地方整備局河川部長
宮川 勇二	北陸地方整備局信濃川河川事務所長